

【記入例】

貸切バス 拘束時間/休息期間確認表

本確認表は「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)の1日の拘束時間及び休息期間の適否を簡易的に判定するものであり、その他の基準については、別途判断する必要があります。

事業者名:		〇〇観光バス(株)				【1日の拘束時間】原則13時間 ※延長する場合:最大16時間 (15時間を超える回数は、週2回以内)					
営業所名:		本社営業所									
運転者名:		国土太郎									
調査期間		起算日				場 ッ を 合 入 は カ ー マ ン ※ 2 ー の	拘束時間及び休息期間				重複なし 拘束時間
		年	月	日			拘束時間		休息期間		
		2018年	1月	1日		16時間超え		8時間以下			
日	曜日	前日始業	当日始業	当日終業	翌日終業	否	時間	否	時間		
01	月		20:45		12:30		15:45			15:45	
02	火								13:00		
03	水		1:30	9:20			13:20		10:40	07:50	
04	木	20:00		15:00		×	19:00		26:30	19:00	
05	金		17:30	23:00			05:30		21:30	05:30	
06	土		20:30	23:30			03:00			03:00	
07	日								38:00		
08	月		13:30	20:00			06:30			06:30	
09	火		19:30		13:45	×	18:15		×	18:15	
10	水		20:30		0:00		14:00	×	06:45	03:30	
11	木		10:00								
12	金										
13	土			1:30							
14	日		12:30		12:45	×	24:15		×	24:15	
15	月		20:00		23:15	×	27:15	×	07:15	27:15	
16	火								16:45		
17	水		16:00								
18	木				6:15						
19	金		12:45		7:00	×	18:15		10:30	18:15	
20	土		17:30	19:30			02:00			02:00	
21	日								35:00		
22	月		6:30		6:30	×	24:00	×	05:00	24:00	
23	火		11:30		4:15	×	16:45		16:30	16:45	
24	水		20:45		14:15	×	17:45	×	06:15	17:30	
25	木		20:30		1:30		09:30		14:30	05:00	
26	金		16:00		18:15	×	26:15			26:15	
27	土										
28	日		13:45	15:45			09:15		14:45	02:00	
29	月		6:30	9:45			15:45		08:15	03:15	
30	火	18:00		18:45		×	24:45			24:45	
31	水										

※ツーマンの場合は1日の最大拘束時間を20時間まで延長でき、また、休息期間を4時間まで短縮できる。

その他、改善基準告示抜粋

- 拘束時間【始業時刻から終業時刻までの時間(休憩時間を含む)】
総拘束時間 原則 4週間平均で1週間当たり65時間を限度
- 休息期間【勤務と次の勤務の間の自由な時間】
原則 連続8時間以上
- 最大運転時間 原則 2日平均で1日9時間を限度、4週平均で1週間40時間を限度
- 連続運転時間 4時間以内を限度(運転の中断には、運転開始後4時間以内又は4時間経過直後に1回連続以上、かつ、合計30分以上の運転をしない時間が必要)
- 休日労働 2週間に1回以内、かつ、4週間の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内
- ※その他、労使協定を締結した場合の基準及び隔日勤務、フェリー乗船等の特例があります。